

## 新潟市文化財保護調査事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、市内に存する文化財の保護を目的として交付する新潟市文化財保護調査事業費補助金の交付に関し、新潟市補助金等交付規則（平成16年新潟市規則第19号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱で「指定文化財」とは、次の各号に掲げるもので、所在地が市内のものをいう。

- (1) 市指定文化財 新潟市文化財保護条例（昭和47年新潟市条例第4号）で指定された文化財
- (2) 県指定文化財 新潟県文化財保護条例（昭和48年新潟県条例第33号）で指定された文化財
- (3) 国指定文化財 文化財保護法（昭和25年法律第214号）で指定された文化財

### (補助事業者)

第3条 補助事業者は、指定文化財の所有者及び認定保持者ならびに指定文化財の保存団体（国、地方公共団体を除く）とする。

2 前項の規定にかかわらず、補助金の申請をした者が次のいずれかに該当するときは、補助金を交付しない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団
- (2) 暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員
- (3) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (4) 市税を滞納している者

### (補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号に掲げるもので、事業に係る経費が10万円を超えるものとする。

- (1) 市指定文化財を保存するための修理及び修繕に関する事業
- (2) 市指定文化財の復旧及び再生に関する事業
- (3) 市内に存する県指定文化財が「新潟県文化財保護条例」により補助金を受ける事業または、市内に存する国指定文化財が「文化財保存事業費関係補助金交付要綱」により補助金を受ける事業。ただし次の事業を除く。
  - ① 史跡等土地買上げ事業

- ② 関連施設や保管施設等の整備、補修事業
- ③ 公開活用事業
- ④ 調査事業
- ⑤ 計画策定事業
- ⑥ 日常の維持管理経費を対象とする事業

(補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、補助事業に係る修繕費、工事請負費、委託料及びその執行に付随する消耗品費等とし、団体の運営経費、施設の経常経費は補助対象外とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、予算の範囲内において次の各号に定める額とする。

- (1) 市指定文化財 補助対象経費の2分の1以内とする。
  - (2) 県指定文化財 補助対象経費の4分の1以内とする。ただし県費補助がある場合は、補助対象経費から県補助金を控除した額の2分の1以内かつ、補助対象経費の4分の1以内とする。
  - (3) 国指定文化財 補助対象経費の8分の1以内とする。ただし国庫補助及び県費補助がある場合は、補助対象経費からそれらを控除した額の2分の1以内かつ、補助対象経費の8分の1以内とする。
- 2 前項によって得られた額に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付の条件)

第7条 この補助金は次に掲げる事項を条件として交付する。

- (1) 交付決定日の属する年度内に事業を完了すること。
- (2) この補助金により取得し、又は効用の増加した財産は、事業の完了後も善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、その保管状況を明らかにしておくこと。
- (3) この補助金により取得し、又は効用の増加した財産を市長の承認を受けて譲渡、貸付けほかの処分を行った場合において相当の収入を得たときは、その収入の全部又は一部を市に納付させることがあること。
- (4) 補助事業に係る経理は、他の経理と明確に区分して行うこと。

(交付申請にかかる添付書類)

第8条 規則第6条第1項の規定により補助金の交付の申請をしようとする者は、同項各号に掲げる書類のほか、暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書(別記様式第1号)及び新潟市税の納税証明書を添付しなければならない。ただし、補助事業者が次の各号に

該当する場合は納税証明書の提出を省略することができる。

- (1) 市税が課税されていない者
- (2) 公益法人、社会福祉法人及び非営利型法人
- (3) 新潟市内に事務所・事業所等や住所等若しくは把握可能な資産がない、又は設立間もないなどにより新潟市税の課税がないことが推定される法人及び個人
- (4) 納税がないことが推定される団体（自治会・町内会、地域コミュニティ協議会、マンション管理組合など）

（軽微な変更）

第9条 規則第10条第1項に規定する市長が定める「軽微なもの」は、補助対象経費に係る収支予算書の内訳額の変更で、当該変更前の10パーセント以内のものとする。

（実績報告に係る添付書類）

第10条 規則第13条の規定により補助対象事業の実績報告をしようとする者は、同条各号に掲げる書類のほか、補助対象経費に係る領収書の原本または写しを添付しなければならない。

（交付決定の取り消し）

第11条 市長は、規則第17条第1項に掲げる場合のほか、補助金の交付の決定を受けた団体がこの要綱の規定に違反したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。